

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月14日(水) 午前9時55分から午前10時12分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 23人

会 長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委 員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員

6番 平松 頼雄 委員 7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員

10番 三宅 健 委員 11番 古城 茂樹 委員 12番 中西 公仁 委員

14番 藤原 安信 委員 15番 中川 逸実 委員 16番 藤田 壽則 委員

17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員

20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員 22番 栗坂 豪 委員

23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 1人

13番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について議案第4号

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第5号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 小山 八穂子 事務局主任 藤田 寛子 事務局主任 大橋 浩直

事務局主事 矢野 佐世子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 塩津副参事	(開会 午前9時55分) 皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から8月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和6年8月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は23名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。 す。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	それでは、議席番号1番武本章吾委員と議席番号2番野口國治委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の藤田主任と矢野主事を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から5頁にかけて21件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が18件、使用貸借権設定が3件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から21番について調査票をもとに説明】 まず1頁1番については、前月保留の案件です。8月開催の倉敷東地区協議会で改めて協議したところ、譲受人の農業継続の意思が確認でき、所有農地についての疑義

	が解消したため、許可相当とのご意見をいただきました。 次に、1頁2番については、前月保留の案件です。8月開催の玉島地区協議会で改めて協議しましたが、申請地の状況について、未だ疑義が解消されていないため、継続して保留とのご意見でした。 その他につきましては、特に問題となるような案件はありませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、2番については保留、その他については農地法第3条第2項各号に該当しないため、異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の21件ですが、2番については保留、その他の案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号の、2番は保留、その他の20件について、許可と決定いたします。 続きまして、6頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から7頁にかけて4件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この4件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の4件について

	て、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から4番について、許可と決定します。 続きまして、8頁をご覧ください。 議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明】 藤田でございます。それではご説明させていただきます。 議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から13頁にかけて31件の計画が、農業委員会に提出されました。 利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が15件、使用貸借が16件でございます。 また、利用期間につきましては更新が7件、更新切れを含む新規が24件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるもの12件、農地所有適格法人によるものが1件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 議案第3号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、31件とも承認が相当と判断いたします。 各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。 続きまして、14頁をご覧ください。 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	【議案第4号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」】 成田でございます。それでは、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。14頁に1件の申請がありました。 現地を確認したところ全てにおいて、水稻の作付けがされている状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。また、すべての申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。 従いまして、いずれも相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。 なお、本件については西地区協議会においてご審議いただき、異議なく承認をいただいております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第4号につきましては、承認することに 皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第4号については承認とします。 次に、15頁をお開きください。 議案第5号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第5号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任についての説明】 塩津でございます。それではご説明いたします。 議案第5号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」でございます。 提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員より辞任届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。 辞任届出者は2名で、1名は永瀬直文推進委員、辞任理由は一身上の都合によるものでございまして、辞任届提出日は令和6年7月5日でございます。 もう1名は小川精一推進委員、辞任理由は一身上の都合によるものでございまして、辞任届提出日は令和6年7月22日でございます。 農業委員会等に関する法律第23条の規定では「推進委員は、正当な事由があると

	きは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。農業委員会の同意とは、農業委員会総会の議決によるものとされていることから、ご審議をお願いするものでございます。 ご同意いただけましたら、本日の総会の日をもって辞任となります。 また、このことにより倉敷西地区の推進委員が2名欠員となります。 欠員となった場合の補充につきましては、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第12条第1項の規定に「農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定めるところにより、速やかに補充に努めるものとする。」とされております。 事務局といたしましては、当該区域の業務に支障をきたすことがないように、速やかに募集したいと考えております。 募集期間は9月2日(月)から9月30日(月)までとし、周知は農業委員会ホームページ、広報くらしきへの掲載を予定しております。 事務局からの説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、同意することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第5号について同意とします。 審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第6号について報告・説明】 大橋です。報告いたします。 16頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、16頁から26頁にかけて30件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に27頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁から29頁にかけて13件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

	次に３０頁をお開きください。 報告第３号「農地法第５条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、３０頁から３７頁にかけて３７件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に３８頁をお開きください。 報告第４号「農地法第１８条の規定による通知について」でございますが３８頁から３９頁にかけて５件の通知が農業委員会に提出されました。 以上１号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、２号から４号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 次に４０頁をお開きください。 報告第５号「農地法第３条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、４０頁に１件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 次に４１頁をお開きください。 報告第６号「農用地利用配分計画について」でございますが４１頁に２件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。 本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第１号から報告第６号については、すべて確認、了承いただきました。 次に追加議案をご覧ください。 追加議案第１号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。追加議案の１頁をご覧ください。 これについて、事務局から説明をお願いします。

事務局	【追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について】説明 塩津でございます。説明させていただきます。 追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございますが、2名の農地利用最適化推進委員の委嘱についてご承認をお願いするものです。 提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の辞職により、欠員となった児島4区及び玉島2区の推進委員を新たに委嘱する必要があるため、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により提案するものでございます。 募集は令和6年7月1日から7月31日まで行い、2名の推薦1名の応募がございました。 候補者の評価につきましては本日（8月14日）倉敷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、議案にありますとおり、児島4区は藤田 隆氏を、玉島2区は生藤 総一郎氏を候補者として決定しました。つきましては、この2名を推進委員として委嘱するにあたりご承認をお願いするものです。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を承認することに、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、追加議案第1号を承認することと決定します。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
事務局	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 （次回総会の日程案内など連絡） 以上です。
議長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は9月11日（水）です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。
(閉会 午前10時12分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年8月14日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員

